

第48号議案

島根県立図書館条例の一部を改正する条例

島根県立図書館条例（昭和44年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「委員の」の次に「任命の基準、」を加え、同条中第2項を第3項とし、同条第1項中「協議会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。